

第 10 回恵那市農業委員会総会議事録

1. 開催日時 令和 7 年 10 月 29 日（水）午後 3 時 00 分

2. 招集場所 恵那市役所会議棟大会議室

3. 出席委員 (18 名)

会 長 9 番 林 広和

職務代理者 19 番 大島 政幸

委員	1 番	小板 宏正	2 番	瀬瀬 美由紀	3 番	小栗 茂美
	4 番	三宅 一彰	5 番	土方 明日香	6 番	小林 勝朗
	7 番	曾我 佳奈子	8 番	渡会 邦憲	9 番	林 広和
	10 番	安江 建樹	11 番	瀬瀬 政行	12 番	宮原 博
	13 番	近藤 明德	14 番	梅本 信枝	15 番	梅村 安範
	16 番	水野 守文	17 番	保母 直彦	19 番	大島 政幸

4. 欠席委員 18 番 仲田 菜那

5. 議事日程

第 1 議事録署名委員の指名について

第 2 議案第 45 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について

第 3 議案第 46 号 農地法第 4 条の規定による許可申請に対する意見について

第 4 議案第 47 号 農地法第 5 条の規定による許可申請に対する意見について

第 5 議案第 48 号 農用地利用集積等促進計画について

6. 農業委員会事務局職員

事務局 長 大嶋 英哉

事務局 副局長 三宅 英機

事務局 係長 堀田 稔勝

7. 会議の概要

(開 会)

○事務局

それでは、職務代理者大島様より、開会宣言をお願いいたします。

○職務代理者

ただいまの出席委員は 19 名中 18 名で、定足数に達していますので、総会は成立してお

ります。18 番の仲田委員さんですが、まだ来て見えませんが、到着次第で入られます。

これより、令和 7 年第 10 回恵那市農業委員会総会を開催いたしますので、よろしくお願い致します。なお、本日の議事日程は、お手元に配付されております議案のとおりです。携帯電話をお持ちの方は電源をお切りいただくか、マナーモードのほうをよろしくお願い致します。

恒例によりまして、ただいまから恵那市農業委員会憲章の唱和を行いますので、御起立願います。

それでは、10 番安江建樹委員の先導によりまして唱和を行います。安江委員、よろしく願いいたします。

〔 農業委員会憲章の唱和 〕

○職務代理者

ありがとうございました。着席願います。

それでは、林会長より、御挨拶並びに議事進行、よろしくお願いいたします。

○議長

御苦労さまです。今月の県の常設審議委員会での情報提供ですけど、既に来年度の農林水産省の予算の概算要求が出されてまして、特に地域計画の実現に向けた支援で、地域計画の見直しを進めつつ、将来像が明確となった地域計画の実現に向けて取組を後押しするということで、ブラッシュアップという言葉を使ってますけど、磨きをかけるとか、よりよくするとか、完成度を高めていくとか、そういう意味ですけど、そこら辺を中心に支援をしていくことで。前年は予算ありませんでしたけど、8 年度で 724 億 6,300 万ほどを要求しているということです。

あと、農地の集約化の取組の加速化とか農地中間管理機構の機能強化、担い手への集約化の推進。それから、農業委員会については、農地利用の最適化の推進で、最適化交付金もこの中に入るわけですけど、そういったことを中心に概算要求をしていくということで、御承知おきお願いしたいと思います。

それでは、本日は現メンバーでの最後の総会になりました。3 年間ありがとうございました。御苦労さまでした。また、よろしくお願いしたいと思います。

推進委員の傍聴で数名みえており、大変御苦労さまです。ご出席ありがとうございます。

それでは、第 10 回恵那市農業委員会の総会に入ります。よろしくお願い致します。

それでは、日程第 1 の議事録署名委員の指名ですが、恵那市農業委員会会議規則第 8 条

第1項の規定により、議長から指名させていただくことに御異議ありませんか。

〔 「異議なし」と呼ぶ者あり 〕

○議長

異議がございませんので、本日の議事録署名員に、13 番近藤明德委員及び 14 番梅本信枝委員をお願いいたします。

なお、本日の会議書記には、事務局の三宅副局長と堀田係長を指名いたします。

日程第2 議案第45号 農地法第3条の規定による許可申請について

○議長

次に、日程第2、議案第45号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議案とします。それでは、事務局より議案の説明をお願いします。

○事務局

それでは、議案第45号、農地法第3条の規定による許可申請について御説明いたします。案件が多いので、簡潔ですが、よろしくお願いいたします。

また、今回は会場が違うことでマイク等が違いますので、また、御発言の際にはマイクのほうお持ちします。よろしくお願いいたします。

2ページ、81番、大井町の案件です。3ページが議案書になっております。4ページが位置図です。申請地はJR恵那駅の北西側に位置します。5ページが拡大図です。赤枠で囲ってある箇所が申請地で、1筆です。いつものように、緑色の矢印は、次の現況写真を撮影した方向を示すものとなっております。6ページが現況の写真です。現況は畑でございます。地区委員会の場で、以前、駐車場としていたようなきらいがあるということですが、確認をいたしまして、今後は農地としてしっかり管理していくことを確認しております。

申請理由は、申請地を譲り受け、維持管理し営農に励んでいきたいということでございます。

7ページ、82番、大井町の案件です。8ページが議案書になります。9ページが位置図です。JR恵那駅の北西側に位置しております。10ページが拡大図です。赤枠で囲ってある箇所が申請地で、全部で2筆でございます。11ページが現況の写真になります。現況は田と畑ということでございます。

区分地条件として、申請理由は、リニア鉄道の工事に伴う施設設置のためということで

ございます。

12 ページ、83 番、東野の案件です。13 ページが議案書です。14 ページが位置図になります。申請地は東野振興事務所の北側に位置します。15 ページが拡大図になります。赤枠で囲ってある箇所が申請地で、全部で1筆です。16 ページが現況写真です。現況は田です。

申請理由は、申請地を譲り受けて営農に励むというものでございます。

17 ページ、84 番、東野の案件です。18 ページが議案書です。19 ページが位置図です。申請地は東野振興事務所のほぼ南側に位置します。20 ページが拡大図です。赤枠で囲ってある箇所が申請地になります。全部で1筆です。この後、隣地で5条申請が出てきておりますので、水色の点線で囲っております。21 ページが現況の写真です。現況は田となっております。

申請理由には、この5条申請にもある住宅建築の残地として農地を譲り受けて、維持管理し、営農に励んでいきたいというものです。

22 ページ、番号 85 番、三郷町野井の案件です。23 ページが議案書です。24 ページが位置図です。申請地は三郷小学校の北側に位置します。北東側に位置します。25 ページが拡大図です。全部で1筆になります。26 ページが現況写真です。現況は畑です。

申請理由は、申請地を譲受けて維持管理し、営農に励んでいきたいというものでございます。

27 ページ、86 番、武並町藤の案件です。28 ページが議案書になります。29 ページが位置図です。申請地は武並小学校の北西側に位置します。30 ページが拡大図です。全部で1筆になります。31 ページが現況写真です。現況は田です。

申請理由は、申請地を譲受けて維持管理し、営農に励むものです。

32 ページ、番号 87 番、笠置町河合の件です。33 ページが議案書になります。34 ページが位置図です。申請地は恵那北中学校の西側に位置します。35 ページが拡大図です。全部で3筆になります。36 ページが現況写真です。現況は畑です。

申請理由は、申請地の隣に居住し、農地として譲受けて営農に励むというものでございます。

37 ページ、88 番、岩村町飯羽間の案件です。38 ページが議案書になります。39 ページが位置図です。申請地は岩邑中学校の北側に位置します。40 ページが拡大図です。全部で1筆になります。41 ページが現況写真です。現況は田です。

申請理由は、申請地を譲受けて維持管理をし、営農に励むというものです。

42 ページ、89 番、山岡町田沢の案件です。43 ページが議案書になります。44 ページが位置図です。申請地は明知鉄道山岡駅の南側に位置します。45 ページが拡大図になります。全部で1筆になっております。46 ページが現況写真でございます。現況は田です。

申請理由は、この後、5 条でも出てきますが、住宅建築とともに申請地を譲受けて維持管理し、営農に励むというものになります。

47 ページ、90 番、山岡町上手向の案件になります。48 ページが議案書です。49 ページが位置図です。申請地は山岡小学校の東側に位置します。50 ページが拡大図です。全部で3筆になります。51 ページが現況写真です。現況は畑になっております。

申請理由は、申請地の隣に居住をしており、申請地を譲受けて維持管理し、営農に励むというものです。

以上で3号の説明を終わります。

○議長

ただいま、農地法第3条の規定による許可申請について、10 件の案件の説明を事務局よりしてもらいました。

この件については、地区委員会で協議をしていただいておりますので、地区委員長より説明を求めます。81 番、82 番、83 番、84 番の4件について、第1地区、小板宏正委員長より協議の模様についての報告と案件の説明を求めます。

○1 番

10 月 22 日に地区委員会を開催し、農地確認と審議を行いました。

3 ページの3条、81 番議案書を見てください。

申請人、[REDACTED]。譲渡人、[REDACTED]。申請地は[REDACTED]。申請は所有権移転、申請面積は148 平米。申請地の状況ですけど、登記簿、畑、現況も畑。使用状況は、一部耕作してある状況です。申請人は農業歴5年、現在所有している農具を使用するということです。妻とともにジャガイモ、トマト、キュウリを栽培する予定です。

申請理由は、譲渡人は東京に居住しており、農地の維持管理ができないため、譲渡す。譲受人は住居が隣地であるので、譲渡人からの意向で譲受け、営農に励むということです。

先ほど事務局も説明されたんですけど、手前を駐車場にしていたかということですが、そこも農地として維持するということです。今までも、この土地で家庭菜園を行っていたようなので、地区委員会では問題ないと判断しました。

次に、8ページの82番、議案書を御覧ください。

申請人は[]さんです。譲渡人は[]さんです。申請地は[]と[]、2筆合計で502.08平米です。申請の現況は、登記簿、田、現況、田と、登記簿、畑、現況、畑。使用状況は、そばの栽培をなされています。田です。畑は休耕地となっております。転用理由ですけど、区分地上権の設定が申請目的です。

リニア鉄道の施設（トンネル）のため、区分地上権の設定を契約されるということです。その他として、地上からの高さが、2729の587が8.56メートル、2729の590が8.04メートルです。このトンネルは非常口に通ずるトンネルとのこと。

地区委員会では問題ないと判断しました。

次に、13ページの83番、議案書を見てください。

申請人は[]さん。譲渡人が[]さんです。申請地は、[]。申請は所有権移転。申請面積は1,120平米。申請地の現況は登記簿、田、現況、田。使用状況は水稻が栽培されている。

参考ですけど、[]さんの前は、[]さん所有の土地でしたが、遺言で[]さんに寄贈したいという意向がありましたが、辞退されたため、通常の相続人[]さんが相続したと。現在、[]さんも高齢で管理ができないため、土地の処分を考え、遺言のこともあり[]さんの娘、[]さんに譲渡したいと考え、[]さんも同意したことから申請に至りました。[]さんは農地を多く所有しているが、作業委託で行っているみたいです。地方公務員だそうです。

地区委員会では問題ないと判断しました。

次に、18ページの84番の議案書を見てください。

申請人、[]、譲渡人、[]。申請は所有権移転です。申請面積は392平米です。申請地の状況は、登記簿、田、現況、田。使用状況は休耕地です。申請地ではトマト、キュウリ、ナス、ネギ等と栽培する予定ということです。

譲渡人は令和6年に相続で取得したが、[]に住んでおり、申請地の処分を考えていたと。このたび、購入したいという方が現れたため、南側に住居、敷地。申請地を農地として譲渡すということです。申請人は、現在、[]の賃貸に住んでいて、[]のトマト栽培の農園の管理に携わっており、農業経験を有していることから、トマト、キュウリ等の自家消費野菜を栽培する予定です。

その他として、農機具は■■■の実家より譲受ける予定です。今は管理機、草刈機、各1台所有。妻と一緒に2名で行うということです。

地区委員会では問題ないと判断しました。

以上4件の審議をよろしくお願いします。

○議長

続きまして、85番、86番について、第2地区、渡会邦憲委員長より協議の模様についての報告と案件の説明を求めます。

○8番

23ページの議案書を御覧ください。所有権移転でございまして、譲渡人、■■■さん77歳が、譲受人、■■■さん65歳、■■■です。地目は現況とも畑になっておりまして、124平米でございます。譲渡人は高齢となったため、農地管理ができないということで、申請地の近隣に居住されております■■■さんに譲りたいということでございまして、■■■さんは3,093平米の自作と4,007平米の貸付地をお持ちで、合計7,100平米所有されております。所有権を移転されましたら、営農に励むということでございまして、所有する農機具はトラクター、田植機、コンバイン、草刈機2台、軽トラで、いずれも問題ないと判断しました。

次に、武並町■■■。議案書が28ページですが、■■■の田です。1,684平米あります。所有権移転でございまして、■■■さんは、■■■に住んでおられまして、年齢は71歳。譲渡人は■■■さん。■■■に住んでおられまして、年齢は72歳。■■■さんは遠方ですので、農地の管理ができないため、今まで■■■さんに管理を委託されておりましたが、このたび譲渡するということでございます。田口利道さんは自作地7,088平米を耕作されておられまして、所有の農機具はトラクター、田植機、コンバインをお持ちでございますので、問題ないと地区委員会では判断しました。

以上、2点の案件、よろしくお願いします。

○議長

続きまして、87番について、第3地区、安江建樹委員長より協議の模様についての報告と案件の説明を求めます。

○10番

33ページの議案書で、87番の笠置町■■■の案件でございます。10月の22日に第2、第3地区委員会を開催して、現地の確認と協議を行っていただきました。

所有権移転を行う農地でございます、筆は3筆です。登記地目は畑、現況は畑でした。農地面積は189平米でございます。36ページの写真のように、現況の農地は草刈りがしてあって、耕作がしてあるようでした。あとは果樹をやられるということでございます。

今回の申請は、譲渡人、■■■■さんが、35ページの写真、水色の丸が打ってある住宅を平成19年に購入をされたようでございます。そのときに、一緒に、今回、申請の畑を管理してくれないかと要請があって、それ以降、管理をしてみえるそうです。

今回、譲渡人から申請地を完全に譲渡したいという申し出があった折に、承諾をして、農地を引き継ぐものでございます。

購入後の作付計画については、季節野菜と果樹を栽培する計画になっており、耕作者は奥さんと2人でやるということでした。農業機械については、小さな畑でございますので、耕運機を持っているだけで耕作している形で記載されております。

地区委員会としては、問題ないと判断いたしましたので、御審議をお願いいたします。以上です。

○議長

続きまして、88番について、第4地区、宮原博委員長より協議の模様についての報告と案件の説明を求めます。

○12番

議案書の38ページになります。

10月20日に、地区委員会にて現地調査を行いました。所有権移転案件です。譲渡人は■■■■に在住の■■■■さん64歳。譲受人は■■■■、■■■■さん72歳であります。申請地は■■■■。登記簿、現況、田でございます。

■■■■さんは、耕作地として田畑合わせて16,463平米、現在、耕作をしております。経営拡大として、今回、この部分を譲渡を受けるものです。農業設備はトラクター5台、田植機4台、耕運機が3台、軽トラ2台、草刈機等、必要な農機具を所有しているということでございます。

作業員は現在2名、臨時で1名、農繁期のときには増員をかけております。現在、■■■■が耕作しておりまして、ちょうど10年契約の最終年でございます。確認したところ、3月31日までの■■■■のあれになっておりますけど、稲刈りも終わりましたので、引き続き、■■■■さんのほうでやっていただければ結構という話を承っております。

このことにつきまして、地区委員会では問題ないと判断しましたので、検討をお願いいたします。

以上です。

○議長

続きまして、89番と90番について、第5地区、梅村安範委員長より協議の模様についての報告と案件の説明を求めます。

○15番

議案書43ページ、3条、89番です。10月20日に地区委員会を開催しまして、現地確認と事前審査を実施しました。89番の案件は、山岡町の、明知鉄道の山岡駅の踏切すぐ近くの私道沿いに位置しております。長年、登記簿上は田んぼですが、畑として利用されてきた農地でございます。

譲渡人は高齢になって、経営規模の縮小、それから私道を挟んだ自宅前の農地を、近隣に在住の譲渡人の母の自宅兼自営事務所、それから倉庫の5条で同時申請があります。農地区分は、野菜畑として利用すると。農業経験は30年で、トラクターほか農機具一式を所有しまして、農業と寒天製造を行っております。近くには、兄弟夫婦も河川改修の移転で在住しておりまして、現在の所有農地管理もされており、農地の維持、それから耕作管理は可能だと思われます。

48ページの90番の議案です。山岡町■■■■で、畑3筆で、1,516平米、所有権移転です。申請地は国道360号線の明知方面へ、小里川の橋を渡ってすぐ西側。小里川近くの畑で、現況はクリ、カキ、ウメ、保全管理という管理をされておりますけど、譲渡人は■■■■に在住して、遠方のため、以前、自宅と、自宅前の少しの農地を空き家バンクにて譲渡されましたが、今回、譲渡人の自宅及び農地に隣接した残農地の畑を、今回、所有権移転される案件です。譲受人の■■■■さんは、ずっと農業専業でやってみえた熱心な方で、現在80歳と高齢ですけど、51歳の同居の息子さんもおられまして、現在、トマト、スイカほか野菜、果樹の栽培を実施されておりまして、農地の維持、耕作管理は可能と思われます。

地区委員会としては、89番から90番の案件については問題ない案件と判断をしましたので、御審議をお願いします。

以上です。

○議長

農地法第3条について、10 案件について、地区委員長及び事務局から説明がありましたが、この件について質疑がありましたら、挙手の上発言をお願いします。

○10番

8 ページ、区分地上権を設定する案件について、これはもう分筆されているんですか。

○事務局

そうです。

○10番

そうなんですか。分筆されちゃったわけね、もう。

○事務局

もう新しい地番になっております。

○10番

地番が確定したということやね。1 面積じゃないよね、これはね。

○事務局

はい。

○10番

分かりました、以上です。

○議長

大島委員。

○19番

88 番、38 ページの件です。これって、XXXXXXXXXXと契約がされてる状況ですか、今。

○12番

今はされてます、3月31日までの契約です。10年契約の最後の年ですね。

○19番

それって、別に問題ないですか。

○事務局

地区委員会でもその話が出ましたので、農政課で中間管理機構を通しておりますので、すぐにXXXXXXXXXXさんとコンタクトを取り、今日の10月29日に合わせて合意解約を取るように手続を進めておられます。

○19番

それ、早めに事務局で説明しといてほしい。

○15番

合意解約してからやないと、二重許可になってしまう。

○事務局

はい。

○15番

どうでもいいことですが、87番の議案書ね。議案書の番号が漏れとる。87番の議案書の番号が漏れとるで、番号だけ。

○事務局

はい、入れときます。

○議長

お願いしますね。

○15番

もう一ついいですか、85番、23ページ。こういう案件ってどうでしょうか。譲渡人が自作地よりも多い貸付地を持つとる案件。今回、また受けられるんだけど、大丈夫かなと。貸付地のほうが、圧倒的に自作地より多いわけです。

○事務局

多いですね。

○15番

目的が、耕作目的での取得やということが、なかなか難しいんじゃないかな。現在の3,093と自作地が、貸付地が4,007かな。今回、新たに所有権移転で124なので。所有権移転だもんで、また。取得やもんで、また。どうかなというのが、ちょっと懸念されます。年齢的にはそんなにいってないもんね、65歳なので、農業できる。

○8番

取得される用地が道路側に設置してるので、利便性を図るために取得されるという感じですが。

○15番

この周辺に、譲受人が耕作をしてる農地がありますか。

○8番

そうです、ここに。

○事務局

拡大図の字中切 ■■■■■ と書いてある。そこに畑が見えてますけど、ここがその中の農地だと確認してます。

○15番

農地やけど、ここを管理してますか。耕作してるのか。

○事務局

はい。

○15番

要するにここを、周りの農地を持っとるんだけど、貸付地やったら、ちょっと問題かなと思った。今回取得するところの周りの農地を持ってるんだけど、そこを耕作、自作しとるんならいいんだけど、貸付地で持っとるんだったら、ちょっと問題じゃないかなと懸念をされると思います。

○議長

貸付地のほうが多いということですか。

○8番

加藤さん、農地を点在して持ってみえるんですよ。この人、この畑は作ってみえるようです。その入り口が、ちょうど自分の畑に入るのに入りにくいことで、合わせて管理したいので譲り受けるって聞いてます。

この方は、私はよく分からないけど、かなり点在というか、遠いところにある人。だから、遠いところは貸し付けてるような感じで、農地の管理をしています。ここは問題ないかなと思います。

○15番

そうですか、分かりました。

○議長

よろしいですか。

○15番

はい。

○議長

ほかにはどうでしょうか。

それでは、これで質疑を終わります。

それでは、採決いたします。

議案第 45 号 81 番から 90 番の「農地法第 3 条の規定による許可申請について」は、原案のとおり証人することに賛成の方は挙手願います。

〔 賛成者挙手 〕

○議長

ありがとうございます。

全員賛成ですので、議案第 45 号は議案のとおり承認されました。

日程第 3 議案第 46 号 農地法第 4 条の規定による許可申請に対する意見について

○議長

次に、日程第 3、議案第 46 号「農地法第 4 条の規定による許可申請に対する意見について」を議案とします。

それでは、事務局より議案の説明をお願いします。

○事務局

続きまして、議案第 46 号「農地法第 4 条の規定による許可申請に対する意見について」ということで、説明いたします。

52 ページ、12 番の大井町の案件です。53 ページが議案書です。54 ページが位置図です。申請地は大井第二小学校の南側に位置します。55 ページが拡大図です。全部で 1 筆になります。56 ページが現況の写真です。現況は、一部、小屋等そういったものが建っているため、そのために経緯書が添付されております。57 ページが計画図です。

申請理由は、自家用車の車庫とか進入路として使用したいということでございます。

以上、簡単ではございますが、以上で説明は終わります。

○議長

第 4 条案件は 1 件です。地区委員会で協議をしていただいておりますので、地区委員長より説明を求めます。

12 番について、第 1 地区、小板宏正委員長より協議の模様についての報告と案件の説明を求めます。

○1 番

4 条の 12 番、議案書は 53 ページです。申請人は■■■■さんと■■■■さん。各持分 2 分の 1 ずつです。場所は■■■■です。

申請目的は、進入路、車庫、小屋、物置スペース。申請地の面積は 294 平米です。

申請地の現況は、登記簿、畑、現況、宅地。使用状況は宅地と休耕畑です。隣地があるか。東側がため池と、お父さんの弟と甥の土地です、宅地です。西側が田、道路。私道です。南側が畑と田、北側が道路、私道。とため池。池、原野となっております。あと、敷地内の水路を経由して、雨水は道路側溝に流している。

昭和初期に豚小屋が建っていたと、■さんの記憶では、30 年以上前に、現況の状況に、亡き父が建て替えたという経緯書がついております。現在、違法状態であるから、このたび申請にて許可を得て、地目と同じ宅地に変更するということです。

地区委員会では問題ないと判断しましたので、よろしくお願いします。

あと一つ、この土地には抵当権が2件ついております。これは父親の弟の家、宅地と、甥の宅地に対するもので、それを親戚であるということで抵当権を設定されているという話です。

以上です。

○議長

ただいま、地区委員長及び事務局から説明がありましたが、この件について質疑ありましたら、挙手の上、発言をお願いします。ありませんか。

それでは、これで質疑を終わります。

それでは、採決いたします。

議案第46号の12番の「農地法第4条の規定による許可申請に対する意見について」は、議案のとおり承認することに賛成の方は挙手願います。

〔 賛成者挙手 〕

○議長

ありがとうございます。

全員賛成ですので、議案第46号は議案のとおり承認されました。

日程第4 議案第47号 農地法第5条の規定による許可申請に対する意見について

○議長

次に、日程第4、議案第47号「農地法第5条の規定による許可申請に対する意見について」を議案とします。

それでは、事務局より議案の説明をお願いします。

○事務局

それでは、議案第 47 号「農地法第 5 条の規定による許可申請に対する意見について」ということで、御説明いたします。

58 ページ、51 番、大井町の案件です。59 ページが議案書になっております。60 ページが位置図です。JR 恵那駅から北西側に位置します。先ほど説明で出てきました、3 条の、東海旅客鉄道の区分地上権の申請地の隣地になります。61 ページが拡大図です。赤枠で囲ってある場所が、1 筆で申請地です。第 3 種農地になっております。62 ページが現況写真です。63 ページが計画図になっております。

申請理由は、リニア工事に伴う観測装置などの設置をしたいということでございます。

続きまして、64 ページ、52 番、長島町の案件です。久須見の案件です。65 ページが議案書です。66 ページが位置図です。武並振興事務所の北側に位置します。67 ページが拡大図です。赤枠で囲ってある 1 筆が申請地で、農振農用地になっております。68 ページが現況写真になっております。69 ページが計画図です。

申請理由は、リニア工事の工期延長による一時転用になります。

続きまして、70 ページ、53 番、東野の案件です。71 ページが議案書です。72 ページが位置図です。東野振興事務所の南側に位置します。73 ページが拡大図です。赤枠で囲ってある箇所 2 筆が申請地で、第 2 種農地となっております。74 ページが現況写真です。75 ページが計画図になっております。

申請理由は、進入路、庭などを再整備するために、農家住宅の再建築等を兼ねて申請をするものでございます。

続きまして、76 ページ、54 番、同じく東野の案件です。77 ページが議案書になっております。79 ページが位置図です。東野振興事務所の南側に位置します。79 ページが拡大図です。赤枠で囲ってある箇所 1 筆が申請地で、第 3 種農地です。先ほどの 3 条申請の隣地になります。80 ページが現況写真になります。81 ページが計画図です。

申請理由は、一般個人住宅の建設です。

続きまして、82 ページ、55 番、同じく東野の案件でございます。83 ページが議案書です。84 ページが位置図です。東野振興事務所の北側に位置します。85 ページが拡大図です。赤枠で囲ってある 3 筆が申請地で、第 1 種農地になります。86 ページが現況写真です。写真のとおり、既に駐車場と墓地になっており、このため顛末書が添付されております。87 ページと 88 ページが計画図です。

申請理由は、今申したとおり、既に駐車場と墓地になっているため、現況に合わせて転

用したいというものでございます。

続きまして、89 ページ、番号 56 番の三郷町野井の案件でございます。90 ページが議案書です。91 ページが位置図です。恵那クリスタルパークスケート場の南東側に位置します。92 ページが拡大図です。赤枠で囲ってある箇所 1 筆が申請地で、第 2 種農地になります。93 ページが現況写真です。94 ページが計画図になっております。

申請理由は、太陽光発電施設の建設をするものです。なお、地区委員会の中で、この第 2 種農地が公共投資をされてたのかという話もちょうと出たので、農政課等に確認をしたところ、公共投資をされていない農地であることを、一応確認しております。

続きまして、95 ページ、番号 57 番、武並町竹折の案件です。96 ページが議案書です。97 ページが位置図です。JR 武並駅の東側に位置します。98 ページが拡大図です。赤枠で囲ってある箇所 1 筆が申請地で、第 2 種農地です。99 ページが現況写真です。御覧のとおり、既にもう道路敷地となっておりますので、始末書が添付されております。100 ページが計画図です。

申請理由は、計画図のとおり、隣接施設の進入路とするものになっております。

続きまして、101 ページ、58 番、岩村町の案件です。102 ページが議案書です。103 ページが位置図です。岩邑小学校、岩村こども園の北側に位置します。104 ページが拡大図です。赤枠で囲ってある箇所 2 筆が申請地で、第 3 種農地になります。105 ページが現況写真です。106 ページが計画図です。

申請理由は、資材置き場としたいというものでございます。

続きまして、107 ページ、59 番、岩村町富田の案件です。108 ページが議案書です。109 ページが位置図です。恵那特別支援学校の東側に位置します。110 ページが拡大図です。赤枠で囲う箇所 1 筆が申請地で、第 1 種農地になります。111 ページが現況写真です。112 ページが計画図です。

申請理由は、農家住宅を建設するものでございます。

続きまして、113 ページ、60 番、岩村町飯羽間の案件で。114 ページが議案書です。115 ページが位置図です。岩邑中学校の西側に位置します。116 ページが拡大図です。赤枠で囲う箇所に、2 筆が申請地で、第 2 種農地になっております。117 ページが現況写真です。118 ページが計画図です。

申請理由は、太陽光発電施設を建設するものでございます。

続きまして、119 ページ、61 番、山岡町田沢の案件です。120 ページが議案書です。

121 ページが位置図です。明知鉄道山岡駅の南側に位置します。先ほど出てきました3条申請と同じ箇所になります。122 ページが拡大図です。赤枠で囲んだ箇所1筆が申請地で、第3種農地です。123 ページが現況写真です。それから、124 ページが計画図です。

申請理由は、農家住宅その他加工所等を建設するというものでございます。

5条については、以上で説明を終わります。

○議長

ただいま、農地法第5条の10案件について、事務局から説明がありました。

地区委員会で協議をしていただいておりますので、地区委員長より説明を求めます。51番から55番までの5案件について、第1地区、小板宏正委員長より協議の模様についての報告と案件の説明を求めます。

○1番

59 ページ、5条の51番の議案書となっております。申請人、[REDACTED]
[REDACTED]さんです。譲渡人は[REDACTED]さん。申請目的は、管理用駐車場。申請地の面積は400平米。申請地の現況は、登記簿、田、現況、田。使用状況は、そばの栽培を行っている畑です。東側が市道、西側が田、譲渡人の。南側も譲渡人の田、北側も譲渡人の田です。雨水は敷地内の雨水ますにより、東側の市道の既設の側溝へ排水するということです。

申請地の地下には、申請者が建設中のリニア中央新幹線の非常口に通ずるトンネルを建設されるので、管理用駐車場として利用し、地下水を観測する井戸及び振動計、地盤沈下量計器が設置されるという計画です。選定理由書は添付されております。リニア関係の案件であり、地区委員会では問題ないと判断しました。

次に、52番、65ページの議案書を見てください。申請人、[REDACTED]
[REDACTED]さん。貸付人が[REDACTED]さんほか2名。申請目的は、工事用仮設地です。申請時の面積は3,385平米。登記簿は田、現況、田。使用状況は休耕地です。申請地には森林及び水路に囲まれた場所であるので、隣地の説明は省かせていただきます。雨水は、近接する河川へ排水します。

この土地の所有者は、亡くなられた[REDACTED]さんだと思いますが、代表相続人が[REDACTED]さん、[REDACTED]さんです。リニア関連工事で、恵那変電所下流域排水整備事業を行うために、2023年11月に一時転用の申請を行ったが、工期が2026年5月まで、25年5月まで延長を行いたく、申請を行うものです。

延長案件であり、地区委員会では問題ないと判断しました。

次に、53 番、71 ページの議案書を見てください。使用、借受人■■■■さん。使用、貸付人、■■■■さん。これは親子関係です。場所、■■■■と■■■■の2筆で、544 平米あります。申請目的は農家住宅です。申請地の面積は、164 の1は 267 平米。166 は 277 平米です。申請地の現況ですけど、登記簿、畑、現況、宅地。使用状況は宅地になっております。登記簿の田は、現況も宅地です。使用状況は庭と進入路です。東側は宅地、畑。西側は道路。南側は水路、北側が畑となっている。生活排水は下水道に排水するということです。雨水も既設の側溝へ排水するということです。

広い敷地が必要な理由書と、なぜ違法状態になったかという経緯書が添付されております。使用貸借人と使用貸付人の家族が住む住宅が老朽化により建替えが必要になり、このたびの申請を行うものです。その他で、一体利用の面積が 426.44 平米と 117.38 平米の合計で 443.82 平米。この申請が 544 ありますから、987.82 平米です。ちょっと面積が広いように思いますが、地区委員会では問題ないと判断しましたので、よろしくお願いします。

次に、54 番、77 ページの議案書を見てください。申請人、■■■■さん。譲渡人が■■■■さん。場所は■■■■。申請目的は一般個人住宅です。申請地の面積は 299 平米です。申請地の現況は、登記簿、田、現況、田。使用状況は休耕地です。東側が水路、宅地、西側が田、南側が公衆用道路です。北側が田、3 条の申請を行ったとおりです。

隣地の承諾も■■■■さんからいただいております。生活排水は合併浄化槽から東側の既設の側溝を経て南側の道路側溝へ排水するということです。雨水も敷地内の雨水ますより、下水と同じ、同様に流すということです。参考ですけど、農地除外は令和 7 年 8 月 29 日付、決定済みです。山本用水に流す同意を受けている書類も添付してあります。

申請者は、現在、■■■■の賃貸住宅に住んでおりますが、恵那市内の■■■■に勤務しており、勤務地に近いところに土地を探していたところ、希望に合う土地が紹介され、購入を決めました。申請地が農振用地だったので、本年 1 月に農振除外を行って、8 月に決定したので、転用申請を行うものです。

農振除外の案件であり、十分討議された案件であり、地区委員会では問題ないと判断しました。

次に、55 番、83 ページを御覧ください。議案書を御覧ください。申請人、■■■■さん。譲渡人のほうも■■■■さん、同じ人です。申請地の住所は■■■■です。

と、と の3筆で、1,175 平米あります。それぞれは 459 平米と 39 平米、677 平米となっております。申請地、申請目的は、寺院、境内地です。駐車場と墓地です。申請の現地の状況ですけど、登記簿は田、現況は駐車場。もう一つが、登記簿は田、現況は墓地。もう一筆も、登記簿は田、現況は墓地です。これ、3つあるんで、隣地の状況の説明は省かせていただきます。

雨水は駐車場周囲に水路を設定して、既設の側溝へ排出するということです。譲渡人は、引受け、先代住職から申請地を相続したが、申請地は譲受人のための施設として利用されているため、現況に合わせた転用許可を受け、寺院のものにする、寄附をするということです。経緯書が添付されております。

やむを得ない案件なので、地区委員会では問題ないと判断しました。

以上5件の審議をよろしく申し上げます。

○議長

続きまして、56 番、57 番の件について、第2地区、渡会邦憲委員長より協議の模様についての報告と案件の説明を求めます。

○8番

56 番、議案書は 90 ページになります。農地の所在地は。譲渡人はさん。管理、耕作が困難となったので、土地を有効利用したいと提案を受けられました。譲受人は、さんです。西側が県道、北側市道が走る角地にございまして、東側、西側は他人の農地であるため、隣地の承諾書は出ております。

登記地目は山林でございまして、開拓地でしたので、現況は畑で、休耕地となっております。雨水は西側の道路の側溝に流入されます。雨水の処理は合併浄化槽の設置でございます。2種農地で、地区委員会ではどうかという意見がありましたが、事務局で、この農地の公共事業の投資はないと確認されております。

次に、の用地です。これは所有権移転でございまして、譲渡人はさん。譲受人はさん。98 ページの拡大図を御覧いただきますと、赤い枠の細い用地でございまして、さんが、最近、遺産相続をされまして、気がつかれまして。細い枠になっておりますが、農地で、田であることを知らずにおったということで、27 年前の、北側にありますアパートを建設したときに、そのまま使用されておまして、始末書が添付をされております。雨水は既設の

水路へ、集水ますにて流すことになっております。

以上2件、地区委員会では問題ないと審議いたしましたもので、よろしくお願いします。

○議長

続きまして、58番、59番、60番の件について、第4地区、宮原博委員長より協議の模様についての報告と案件の説明を求めます。

○12番

102ページからです。10月20日に、地区委員会で調査を行いました。これは、隣地の購入ができたことから、104ページの■■■■、小さいほうの土地の面積ですけど、この部分は購入できたということで、併せて資材置き場として利用するものです。譲渡人は、■■■■在住の■■■■さんです。遠方で、今後、管理ができないということで、譲渡をすることになります。もう一人、使用貸人、もともと■■■■さんの所有地になっておりまして、この方。もう一人、■■■■さんという2名が代表取締役になっておりまして、■■■■の。■■■■さんの持ち物ですので、これは貸し付けになります。

譲受人は■■■■、■■■■並びに■■■■氏です。場所は■■■■。今度の、■■■■さんから譲受ける面積は81平米。一応、登記簿上、田、現在は休耕地になっております。もう一人、岩村町字上屋後■■■■、面積513平米。登記簿上、畑、現在、休耕地。この持ち物が尾崎行雄氏のものです。合わせて594平米を、自分のところの重機を使って平たんにして、砂利敷きにより整地を行うということです。

ここに置く資材は、管、採石、砂利になります。盛り土規制対象、高さ2メートル、面積300平米以上は行わないということで、盛り土が崩れる心配はないものと思われます。生活排水は生じないということで、雨水は現行の水路に放出する。一部は自然浸透です。北側は住宅で、東側は農業水路、西側は公衆用道路水路、南側が1メートルくらいの段差があります。

この件については地区委員会として問題ないと判断しましたので、検討をお願いしたいと思います。

続きまして、108ページ、議案書あります。これも20日に現地調査を行いました。農家住宅の建設によります。貸す人が、■■■■、■■■■さん。借りる人が■■■■、■■■■さん。これは土地所有者の娘さんの旦那さんが、使用

貸借で借受けますが、現在は、同居しております。この地は、ちなみに姉の夫婦がまだ同居しております、3世代の同居になります。

場所は[]。登記簿、畑、現状、畑。374 平米。現在、妻の実家 []に住んでいますが、義理の両親とその住居、また物置等があり、子供とか成長するにつれ、部屋とか狭くなってきまして、増築をする余地が必要で、非常に狭くなっているということで、いろいろ選定した結果、今の義理の母より、申請地に建設の承諾が得られたことから、このたび申請することになります。

西側は実家への進入路、東側は公衆道路、実家の畑で、北側が実家の宅地になります。雨水排水は南側の道路側溝へ。汚水は公共下水道へ排水するということであります。ここは上下水道が通っておりまして、完備しております。隣地農地は東側に位置するため、日照権に影響はないと思われます。

以上のようなことで、地区委員会で問題ないと判断しましたので、お願いいたします。

もう一件、114 ページの議案書です。

10 月 20 日の現地調査を行いました。所有権移転で、これ、太陽光発電を設置するということでございます。譲渡人が []、[]さん。もう一人、[]、[]さん。譲受人が []、[]、[]、[]です。譲渡人は現在、耕作困難になっているため、譲渡するということでございます。場所が [] [] 1,384 平米。登記簿、畑、現況、畑。不耕作地であります。

[]、[]。これが 290 平米。登記簿、畑、現況、畑の耕作地になっております。合計 674 平米です。申請地は北側、原野、東側、道路、南側、住宅及び道路、西側は農地及び原野となっております。盛り土、切り土は伴わない土地の造成になります。パネルの高さが 1.5 メートル以内、排水は雨水のみで自然浸透です。一体利用地として、[]の原野の一部、430 平米を併せて利用して、全体では 1,104 平米の太陽光発電施設になります。周りの地域には影響しないということで、地区委員会で問題ないと判断しましたので、よろしくお願いします。

以上です。

○議長

続きまして、61 番について、第 5 地区、梅村安範委員長より協議の模様についての報告と案件の説明を求めます。

○15番

10月20日に地区委員会を開催しまして、現地確認と事前審査を実施しました。61番、議案書120ページですけど、[REDACTED]の田んぼ1筆、1,201平米のうちの476.76平米を、住宅、自営事務所、作業所、倉庫で所有権移転です。3条が、同時許可申請がされております。申請地は明知鉄道山岡駅の踏切すぐ近くで、市道沿いに位置しまして、121ページが位置です。122ページが3条と5条との関係です。5条は赤枠で、転用のほうです。

譲渡人は、高齢になって経営規模縮小し、市道を挟んで自宅前の農地を近隣に在住の譲受人の母の自宅兼転用業者の自営事務所、倉庫の転用申請でございます。現在、山岡駅西の母の在住の現住宅が、老朽化と、土地が急傾斜地、また他人名義で、移転を余儀なくされておるということで、今回、農振の農用地区域からの除外を、令和7年8月に認可されました。

申請地は、北側、東側は市道。南側は譲渡人の農地。西側は近隣の農家の農地で、隣地承諾書が添付されております。生活排水は合併浄化槽にて処理して、雨水排水と合わせて北側道路の側溝へ流入されるため、近隣の農地への影響は少ないということです。なお、南側の3条申請の農地への耕作通路は、転用敷地の一部を活用する計画でございますが、124ページに計画図がございますが、敷地の一部、カーポートを通して、トラクターの搬入等をして、農地の管理をするということでございますので、地区委員会としてはやむを得ない案件と判断をいたしましたので、御審議をお願いします。

以上です。

○議長

ただいま、地区委員長及び事務局から説明がありましたが、資料の確認です。53番と54番の案件で、いずれも現況は、書類は田で、休耕地になってますけど、委員長の説明ですと53番は宅地。それから、55番は墓地とか駐車場になってるという説明でしたけど、その確認をしたいと思います。

事務局で、資料が間違ってるのか。55番は休耕地で、田になってますよね。

○事務局

53番、申請書では、現況は休耕となっております。こちらではなっておりますので、お願いします。

55も現況が休耕となっておりますので、それについては、私どもも一回確認、訂正す

ることがあればさせていただきます。

○議長

どうでしょう、確認ね。

○1 番

現況、行ったときに、先代の方と、もう駐車場になっていることは。

○事務局

そうですね、明確です。

○議長

写真を見れば、駐車場ですね。

○事務局

写真を見れば駐車場ですけど、申請書が休耕になっておりました。申し訳ありません。

○議長

では、修正ですか。

○事務局

はい。修正します。

○1 5 番

現況の地目を書いてもらえば。課税も多分、墓地になつとれへん。墓地と駐車場が。

○1 番

53 番も完全に庭と駐車場とかではないか。

○議長

庭ですもんね、これ。

○1 5 番

両方とも始末書ついとる、始末書が。

○1 番

一目瞭然で宅地ということで、現況を、こっちも迷ったんですけど、使用状況と一緒に
させてもらって、経緯書が出てますので。

○事務局

経緯書、始末書で添付されてます。

○1 番

なので、そういう判断をしました。

○議長

現況を直さないかんのやないかな、これ。

○事務局

分かりました。こっちについては、その趣旨等にさせていただきます。

○事務局

大変失礼しました。これ、前々回もお話しいただいたことだと思います。振り返りますと、課税地目でやるべきだという話もあった中で、課税地目を書いたときも、前回、前々回もあったと思います。やはり現地を見て、地区委員会の資料の中で、課税と明らかに違う場合は、そこで確認をするべきでございまして。これは申請書の記載をしておったところですが、委員長の現状の話をされました。現状の始末書もついて、当人も、宅地なら宅地ということでございますから、ここは修正させていただきます。大変申し訳ございませんでした。

○議長

では、委員長が説明されたとおりで修正ということですね。

○事務局

はい、申し訳ございません。

○議長

梅村委員。

○15番

ナンバー52ね。

○議長

すみません。それでは、審議に入るとのことですのでお願いします。そこ、確認したかったの。

では、5条の案件については質疑に入りますので、よろしくお願いします。

梅村委員。

○15番

ナンバー52番、65ページです。リニアの変電工事の関係で、一時転用申請やね。この権利を、使用賃借権となってる。使用賃借権ということはないな。賃借権やないでしょう、賃貸借か。そんなものはないでしょう。

○事務局

賃借権です。

○15番

賃借権やな。

○事務局

使用賃借権ではなく、単なる賃借権です。

○15番

いや、紛らわしいのは、使用賃借権はあるんだけど、普通は賃借権だよ。

○事務局

はい、分かりました。これは訂正します。

○15番

権利がおかしいと思うのよ、こんな権利はないよ。

○事務局

はい、使用を抜きます。

○議長

修正でいいですね。

○15番

もう一つ、ナンバー59です。59は1種農地となっとなるんだけど、農振はどうなっとなるの。

○事務局

農振農用地区域には入ってないです。

○15番

農振は農業地区委員会で除外されとる。

○事務局

はい、入ってないです。

○15番

もともと。

○事務局

はい。そうです。

○15番

分かりました。

○議長

いいですか。

○10番

そんなことあるんかい。

○15番

あったんだよ。いや、第1種農地やもんでさ、周辺には周辺なんだけど。

○議長

間違いないね、これは。

○事務局

入ってないです。

○15番

分かりました。

○議長

ほかはどうでしょうか。安江委員。

○10番

ちょっとお聞きしたいんですけど、 かな、65 ページ。これは、一時転用をいつまで許可してますか。

○1番

3年間で。

○議長

2023年からいつまででしたか。

○1番

ここに書いてあるとおり、2026年2月まで。

○10番

違う、そうやない。

○1番

もともとの許可です。

○10番

そう。もともと、2023年11月に許可を受けたけど、それ2023年11月からいつまで。

23、24、25、26の6件入ってる。ということは早く終わるって、どういう意味ですか。

○15 番

延長じゃないですか。これ。普通は。

○事務局

延期になっています。

○15 番

それは延長やな。

○議長

その前の申請がいつまでになってますか。

○10 番

まず、2023 年 11 月からいつまでに。

○議長

いつまでに。

○事務局

2025 年の 10 月までです。

○10 番

2025 年の 10 月までになってる。

○事務局

はい。

○議長

2 年間ってことか。

○事務局

そうですね。それを、2026 年 2 月 27 日まで延ばしたいと申請が出ておりまして、4 か月間延長になります。

○10 番

これってこれでいいのかな。1 回切るなら切らなあかんのか、これも延長でいいのかな。どう。

○1 番

全部で 4 か月分の。

○事務局

私から御説明いたします。こちら、一時転用は確かに今年の 10 月末で切れることで、

今回、4か月だけ延ばすものを、これは言い方ですけど、延長申請ではなくて、今回、4か月だけの一時転用を新たにここで。

○10番

そういう意味か、これ。

○事務局

はい。

○10番

ほんなら、転用理由の書き方おかしいよね。だったが、工期の変更により。4か月の転用期間を書いてもらわなあかんよね。

○事務局

システム上、議案のところですか。

○10番

そうそう。

○事務局

分かりました。

○10番

転用理由のところ。

○事務局

4か月の延長をするということ。

○議長

延長じゃない。

○10番

新たにする。

○15番

期限を、いつからいつまでって書いたほうがいいですよ。

○事務局

ここは延長ではありません。何月から…来年の2月まで、そういう期間をお伝えするようになります。

○10番

ちょっとおかしい話になるけど、そうすると前のやつは完了しとらなあかん話になるよ。

1回、合格したもんで、次にあるものでやるって話じゃなくて、合格せんようになってしまふ。これ、最後は何に戻すですね。

○1番

農地に戻す。

○10番

じゃあ、1回農地に戻ったわけ？そうじゃないな。どうなる。

○1番

戻せん状態ではないか。

○事務局

申請については、新たな申請になりますが、現場については、農地に戻すことは、当然、一時転用でももらいますけど、これが工期上できないということで、現場的には延長にはなります。工期的に、申請書としては、新たな申請書を出してきていただいて、申請書の延長ではございません。許可としては、一時転用を新たに出してもらって許可をすることです。過去の許可を、延長したものは、過去の許可をまた審議するということで、これは新たに工事の延長部分は、申請書としては新たに出していただいたということです。

○1番

延長はできるの。

○15番

延長というか、要するに切れる前に新たに取りってこと。

○1番

そういうことやね。10月末で切れちゃうんで。

○15番

10月末に切れるもんで、10月に。これは、本当は10月末ぐらい。

○10番

延長でいいよね。

○15番

農地法第5条なので、県の許可となるもの。

○10番

延長できるの？

○事務局

できません。

○10番

延長はできないの。

○事務局

はい。出し直しというか、新たに。

○1番

延長という申請がないわけやら。

○事務局

ないです。

○15番

この11月から26年2月末までという許可を取るということやな。

○10番

それは、許可を出す県と相談してみえる。

○事務局

はい、確認しました。

○15番

そういうことですね。

○10番

計画書の変更みたいな申請、できないでしょう。

○15番

事業計画変更でもできるのかね。

○事務局

この資料の中には、変更の計画表、工程表が付いております。先ほど、私が示した期間、普通に申請したものと、変更後の申請が表で示されてはおります。

○10番

いや、いいんだけど、計画変更みたいなやつがあったじゃない。

○15番

事前がない、事前が。

○10番

計画がこういう計画やったけど、変更後の計画はこうやなってあるんですか。そのよう

な計画、そのような様式というか申請の仕方が。

○15番

事業計画変更承認申請、それでもできるんじゃないかなと思うんだけど。

○10番

それでやらんと、本来だと2年でできるって言ったもので、そのたびに農地にしとらんかったんだよ。完了届が出て、それから新たにもう一回申請するのが本来のやり方やと思うよ。こっちでやるんやったらそうせなあかんし、事業計画変更でやるんやったら、こういう事業計画でやったほうがいいような気がするんだけど、どう。

○議長

これ、県の確認はどれでしたか。

○事務局

こちらの一時転用については、当然、理屈的には工期が伸びたということなので、変更ができないかと、これを前提で御相談をさせてもらったところです。その中で、この一時転用については、要は再申請とか延長とか変更という申請ではなくて、新たに、切れるところからの申請をしてくださいというところ。再申請ですかね。

変更ではなく、新たに申請をしてくださいという回答が、協議をした結果、そういうふうに出たものですから。その形でやらなきゃいけないところも当然ありますけど、その中で、一時転用、一旦完了した上で延ばすとか、そういったところがあるので、今回、理屈としては工事、そのまま行った中で、今回延ばす形になりますけど、書類上では完了をする。

本来、10月までに完了する手続の流れとしては、一旦、ここまでの区切りとしては完了している。そういった手続的な届とか、完了届とか、そういったものがなければ、ちょっとつじつまが合わないのかなというところはあると思いますので、その辺は一旦出していただく。書類的なものは調べたいなと思ってございます。

○15番

県の指示でやったってことか。

○議長

完了していないけど、再度。

○事務局

出してくださいということです。

○議長

事業計画変更ではなくて、再度申請するということですか。

○事務局

はい、その回答がありました。

○10番

何か変な。

○議長

すっきりせんけど。

○10番

許可する人が県である。

それから、69 ページの、今度は図面があるんやけど、場所が全然、どこや分からんのやけど、どこ。

○事務局

これ、幾つも同じような図面がついておりまして、まず一部で載せさせていただいております。

○10番

どこだろう。

○事務局

ごめんなさい。ここから、ちょっとお待ちください。書類は出ておりますので。

○1番

写真のほう、拡大図のほうでちょっと。

○10番

写真はいいんだけど、図面はどこ。

○事務局

計画の、この上の、グリッドが引いてある。方眼のようになってる。この辺の箇所と認識しています。赤枠で示さずに、申し訳なかったです。

○10番

よく分からない。

○1番

何か、これは見えにくいな。

(一斉に発言)

○議長

三宅さん、場所について説明はできますか。

○事務局

ヘアピンのなってるところのあたりです。

○事務局

場所的には、今言った、右側にヘアピンになってるところです。

○1 番

ちょっと細くなってるところがあるんやけど、その上に。計画図で言うと下になる。

(一斉に発言)

○事務局

赤枠で示してなかったもので、大変申し訳ないですけど。右側にため池があるの分かりますか、緑色の。計画の平面図。

○10 番

はい。

○事務局

その左側のヘアピンで曲がってるところの手前です。ため池から大体 400 メートルぐらいのところですよ。等高線が引かれてない、平地がございまして。ため池から左に目を移していただくと、そこが平地になります。

○10 番

これを、何をしようと思ったの。写真を見ると、平らになっとる場所じゃないですか。

計画図って、何も計画は何も書いとらん。ここやっていうだけで、何も計画になってないので。

○事務局

そうです。

○議長

詳細な計画がないから、何をやるんだろう。

○15 番

管理について、事業目的はどうか。

○議長

使用目的は、仮設地だけじゃ分らんもんね。2023 年のときの工事の内容を見ればわかる。

(一斉に発言)

○事務局

こちらの経緯書を見ると、下流への排水整備工事で、いわゆる排水溝とか、そういったものを設置する工事を行うと経緯書には書いてあります。

○15番

排水ですか。

○事務局

はい。

○10番

排水なんか、しかしあれよね、永代のものではない。一時転用の、一時か。

○1番

その工事をやるための。

○15番

その工事自体は山の中でやっとするから、山ですか。

○1番

はい。

○15番

要は、農地区分じゃないじゃん。農地区分は、その現場事務所か何かでしょう。多分。その仮置き場は。

○10番

これ、面で溜まっとなるな、3,000 平米という面で。

○事務局

そうですね。これがやはり水路ですね。水路として、ちょっと整備をするのが、この範囲の中にちょっと入ってます。

○10番

排水路っちゃ、一時転用になるの。

○議長

排水だけ、計画書の中に入ってますかね。詳細について。

(一斉に発言)

○議長

地区委員長から説明がありますか。詳細について。

○2番

皆さん、お持ちのタブレットで令和5年に戻っていただいて、11月を見ていただくと計画が載ってます。ページは68ページです。

○10番

令和5年の時の前の申請ですね。

○2番

令和5年の、第11回農業委員会総会資料。ページは68ページです。

○15番

この黄緑の部分ですね。

○事務局

そうです。

○事務局

本来、こちらを添付すべきだったです。緑色が農地です。紫は山林です。水路等を設置する工事については、紫色の山林で工事を施工するんですけど、資材等を置くために、どうしても緑の農地を仮設として使わなければいけないということで、この工事期間は工事の現場として、車両が行ったり来たりということで使うということで。終わりました暁には、農地を元に戻すということでございます。

○議長

資材置き場ということですので、いろいろU字溝とか採石、トイレ、回転駐車場にもなってるわね。

○10番

場所は大体分かりました。

(一斉に発言)

○10番

議案書がない。

○15番

議案書もついている。

○2 番

5 条、55 番です。

(一斉に発言)

○事務局

議案書は、この今の見ているものの前に別でついております。

○10 番

総会のほう。

○事務局

はい、総会の。7 ページを見ていただくと、55 番で、四ツ辻で、当時の申請が上がっております。

○10 番

一時転用の日にちが書いてない。

○19 番

つまり、あるの、ないの。一時転用が。

○10 番

下には、56 番は許可日から 3 年間って書いてる。一時転用ですね。

○1 番

ここに書かないといけないですね。

○事務局

申請書にあると思います。

(一斉に発言)

○10 番

県の言い方がおかしいと思う。

○議長

そうそう、県の言い方がおかしい。納得してなかった、分かってないかもしれない。

○10 番

分かっていない。

○1 番

農地用仮設地という言葉自体がおかしいわね。資材置き場なら資材置き場で。

○10 番

それはいいとして、今回の事務のやり方よ、それはおかしいってことよ。

ただ、資材置き場だろうが、その辺はいいわ。いいんだけど、県のやり方がおかしいんじゃないかなと思う。

○1 番

延ばせるような気がするんで。何で延ばさなかった。

○10 番

計画変更とか、何とかでやるべきやないのかな。

要は、[REDACTED] やもんでええよって言っとって、これ、民間でやってもオーケーになるよね。

それでいいって話になるのか、それでいいか？本当に。[REDACTED] のほうでよくて、民間なら駄目なんていうのは駄目だよな。

○19 番

県はいいって言うよね。

○15 番

許可権限者に任せましょう。

○事務局

そこは県がこのやり方にしてくださいと。

○10 番

これ、事務のやり方がおかしいんじゃないですかって、意見書を書いてと思われるんですが。

○議長

そういうことは、ちょっと挿入したほうがいいかもしれないですね。

○15 番

それでは、結論を出さないといけない。

○議長

ほかはどうでしょうか。

それでは、これで質疑を終わります。それでは採決いたします。

議案第 47 号の「農地法第 5 条の規定による許可申請に対する意見について」は、申請のとおり許可相当と認めるとすることに賛成の方は挙手願います。

[賛成者挙手]

○議長

ありがとうございます。

全員賛成ですので、議案第 47 号は申請のとおり許可相当と認めるとすることに決定しました。

日程第 5 議案第 48 号 農用地利用集積等促進計画について

○議長

続きまして、日程第 5、議案第 48 号「農用地利用集積等促進計画について」事務局より、議案の説明をお願いします。

○事務局

それでは、議案第 48 号の農用地利用促進計画について御説明いたします。毎月御説明してある、同じような内容になりますけど、126 ページを御覧いただきますと、今回、6,192 平米の促進計画が出ております。借り手は 3 人、貸し手は 3 人です。次からが農地の内訳になります。ナンバー 1 からナンバー 2 については、XXXXXXXXXX による三郷町の件。ナンバー 3 は、同じく XXXXXXXXXX による山岡町になります。担い手の方は、地域計画に一応載っていることを確認しております。

以上ようになっておりますので、御確認ください。

終わります。

○議長

この件については、地区委員会で協議をしていただいておりますので、地区委員長より説明を求めます。

三郷町の件について、第 2 地区、渡会邦憲委員長より協議の模様についての報告と案件の説明を求めます。

○8 番

担い手の認定されておりますので、問題ないと協議をしました。

○議長

続きまして、山岡町の件について、第 5 地区、梅村安範委員長より協議の模様についての報告と案件の説明を求めます。

○15 番

3 番目、場所は山岡町の田代です。1 筆がちょっと大きいですが、2,972 平米の田んぼ

です。これは[]さんが、10 年の使用貸借で農地を受けるということで、双方合意をしておりますので、適切かと思います。

以上です。

○議長

それでは、ただいま地区委員長及び事務局から説明がありました。

この件について質疑がありましたら、挙手の上、発言をお願いします。

これで質疑を終わります。

それでは採決いたします。議案第 48 号「農用地利用集積等促進計画について」は、申請のとおり承認することに賛成の方は挙手願います。

〔 賛成者挙手 〕

○議長

ありがとうございます。全員賛成ですので、議案第 48 号は申請のとおり承認することに決定いたしました。

以上で本日の議事日程を終了いたしますので、この場を職務代理者に進行をお願いします。

○職務代理者

熱心に御協議、ありがとうございました。これをもちまして、令和 7 年第 10 回恵那市農業委員会総会を閉会します。お疲れさまでした。

以降の流れについて、事務局より連絡をお願いいたします。

○事務局

〔 今後の予定について、連絡事項を説明 〕

それでは、事務局として、最後に皆様へお礼を申し上げます。委員の皆様方には、皆様、今期 3 年間、私たち未熟な事務局職員に対しまして、誠に御丁寧に、御熱心に御指導いただきまして、誠にありがとうございました。心より感謝を申し上げます。

再任の皆様は、まだまだお世話になりますがよろしく願いいたします。本日はありがとうございました。これにて総会を終了いたします。

(閉 会)

会議の経過を記載し、その内容に相違ないことを証するためここに署名する。

令和 年 月 日

議 長

議事録署名者 13 番

議事録署名者 14 番